

厚生労働省監察本部の検証結果を踏まえた年金事業運営の改善に関する報告 (概要版)

1. 年金局事業部門の業務運営体制の見直し

①疑義照会への対応ルールの明確化

疑義照会に関する従来の通知を見直し、文書による照会・回答、複数の職員の間での関与、月1回の状況確認の義務化など進捗管理を含む通知を新たに発出。

②人的配置も含めた業務運営体制の充実

年金関連5法の施行を控え、必要な人的配置のほか、歳入関係事務の事業企画課への移管など年金局事業部門内の業務分担の見直しを検討・実施。

問題の早期発見・発生防止や輻輳する制度改正の施行準備のための体制整備とともに、業務・組織のあり方の検討チームを設け25年度末を目途に検討する。

2. 業務の処理基準について

制度施行後も当分の間は定期的な協議を継続し、施行後の運用実態を踏まえた業務処理マニュアル等を見直しに速やかに対応できる体制を構築。機構は、職員向け説明会や研修の充実等を図る。

3. 厚生労働省と機構の間の業務分担・連携

①機構に対する積極的な関与

国民年金・厚生年金の適用・徴収、時効特例給付、コンプライアンスにおいて、実務担当者の定期的な協議の場を設け、日常的に業務運営状況を把握。

②機構との人事交流の拡大

制度の企画立案を行う年金局と運営を担う機構との相互の人事交流を拡大。

③業務分担のあり方

事務処理フローや業務分担の見直しについて、定例意見交換会等で検討。

4. 組織内における連携強化

①年金局事業部門と制度部門の関係

業務運営上の観点を含めた制度改正内容、施行スケジュールの調整、施行後の法令解釈など、今後とも協力して速やかに対応。

②事業部門各課における取組

週1回の課内打合せ、担当ライン打合せを開催し、課題やスケジュールを共有。厚生労働省で定めた業務引継ぎのルールに沿った引継ぎを実施。

③「国民の皆様の声」の活用

制度改正に関する意見は局内幹部会議で共有。問題の把握につながりやすい意見への対応は室長等も関与し、問題を早期発見する仕組みを導入。